



## 会 則

### 第1条(適用範囲)

Hon-zen 会員会則(以下「本会則」といいます)は「Hon-zen」(以下「本スクール」といいます)の会員ならびに、1日及び短期レッスンに参加する方、一定期間のプログラムに参加する方、本スクールが開講する講座に参加する方に適用します。

### 第2条(目的)

本スクールは、会員の健康維持、健康増進、心身の育成および会員相互の親睦ならびに健康的なライフスタイルの振興を図ることを目的とします。

### 第3条(管理運営)

本スクールの運営管理は、「ANOTHER OCEAN 株式会社」(以下「会社」といいます)が行います。

### 第4条(会員)

本スクール会員は、この規約及び本スクールが個別に定めた事項に従うものとします。

### 第5条(会員の種別)

本スクールの会員の種別は以下のとおりとします。

1. 定期講座会員
2. 1日及び短期レッスン(臨時の講座を受講する)、本スクールが開講する一定期間のプログラムの参加者

### 第6条(会員資格)

会員はこの規約を承認した方で会社が認めた方とします。(但し、本スクールが指定した講座は女性に限定します)また、以下に該当する方は会員資格がありません。

1. 満16歳未満の方。満20歳未満の方の場合は入会時および本スクールが開講するすべての講座の参加について保護者の同意が必要となります。
2. 健康状態に異常があり、医師から運動を禁止されている方。
3. 伝染病その他他人に伝染又は感染するおそれのある疾病に罹患している方。
4. 刺青、タトゥーのある方。
5. 妊娠している方(但し、講座により入会できます)。
6. 反社会的勢力(暴力団、暴力関係企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等)の関係者の方。
7. 過去に会社より除名の通告を受けている方。
8. その他会社が会員として相応しくないと判断する方。

### 第7条(入会手続き)

1. 本スクールに入会しようとするときは以下に定める手続きを行うことにより、入会申込みを行っていただきます。

(1) 所定の申込書類(以下「入会申込書」といいます)により、本会則に同意した上で申込みを行うものとします。

(2) 会社は所定の基準に従い入会資格の有無等を判断の上、入会の承諾を行います。

(3) 会員種別に従い、第9条に定める諸費用を会社に払い込みいただきます。

2. 未成年の方が入会しようとするときは、入会申込書により親権者の同意を得た上で入会申込みを行っていただきます。この場合、親権者は自らの会員資格の有無に関わらず、本会則に基づく義務および責任を本人に連帯して負うものとします。

### 第8条(会員証)

1. 本スクールは会員に対して、会員証を発行しこれを貸与します。

2. 会員が本スクールの講座を受講する際には、会員証を提示するものとします。

3. 会員は会員証を第三者に貸与又は譲渡することはできません。貸与及び譲渡した場合には会員資格を失うことがあります。

4. 会員は会員証を紛失した際には速やかに届けるものとし、再発行には所定の手数料を支払うものとします。

5. 会員は、会員資格を喪失した際には速やかに会員証を破棄もしくは本スクールに返還するものとします。

6. 会員は、入会申込書に記載した内容に変更があったときは、遅滞なく変更手続きを行っていただきます。

### 第9条(諸費用)

1. 会員は会社に対し、会社が別途定める期日までに、入会金及びレッスン料金、コース料金等の会社が別途定める諸費用(以下「諸費用」といいます)を支払うものとします。

2. 会員は、実際の本スクールが開講する講座を行う施設(以下「施設」といいます)の利用の有無に関わらず、会員資格を喪失するまでの諸費用をお支払いいただきます。

3. 会員は、受講料が必要な講座では全額前払いでその受講料を納付するものとします。

4. 一旦納入した諸費用は、返還できません。但し、入会金受領後、8日間を経過するまでは、書面により会員登録に関する契約の解除(クーリングオフ)ができます。8日間を経過した後は、中途解約時も納入した諸費用の返還はできません。

#### 第10条(会員資格の取得)

第7条の入会手続きが完了し、本スクールが発行する会員証を受け取ったときに、会員資格を取得するものとします。

#### 第11条(会員資格の相続・譲渡)

本スクールの会員資格は他の方に譲渡、売買、貸与、名義変更、質権及び譲渡担保権の設定その他一切の処分をすることができません。また、本スクールの会員資格は、相続及び包括承継の対象になりません。

#### 第12条(会員資格の有効期限)

会員資格の有効期限は、永久とします。

#### 第13条(会員資格の喪失)

会員は次の場合に会員資格を喪失します。

- (1)第15条に定める退会を申し出、会社がそれを承認したとき。
- (2)第16条により除名されたとき。
- (3)死亡したとき。
- (4)会社が入会手続きをした講座を第29条により閉講したとき。
- (5)会員に対し、破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始、特別清算開始その他の倒産処理手続(将来制定される手続を含みます)開始の申立てがあったとき。

#### 第14条(予約の変更・キャンセル)

予約の変更は、会社が別途定める期日までに行うものとします。それ以降の変更・キャンセルは認められず、1回分の受講を実施したものとします。

#### 第15条(退会)

会員の退会は、退会の意思表示を会員本人もしくはその保護者が行った場合に退会とみなします。

#### 第16条(除名等)

会社は、会員が次の各号に該当するときは、その会員を本スクールから除名することができます。除名された会員は、以後本スクールが開催するいかなる講座の受講、諸施設の利用が一切できません。

- (1)第6条の会員資格を喪失したとき。または、会員資格を満たしていなかったことが入会後に判明したとき。
- (2)本会則および施設内諸規則等に違反したとき。
- (3)他の会員やスタッフを誹謗、中傷し、本スクールに被害の届出があったとき。
- (4)他の会員やスタッフを殴打したり、身体を押ししたり、拘束する等の一切の暴力行為があったとき。
- (5)大声、奇声を発する行為、他の会員やスタッフの行く手を塞ぐ等の威嚇行為や迷惑

行為があったとき。

- (6)物を投げる、壊す、叩くなど、他の会員やスタッフが恐怖を感じる危険な行為があったとき。
- (7)本スクールや施設の器具・備品の損壊や備品を持ちだす行為があったとき。
- (8)他の会員やスタッフを待ち伏せしたり、後をつけたり、みだりに話しかける等の行為があり、本スクールにその旨の届出があったとき。
- (9)正当な理由なく、面談、電話、その他の方法でスタッフを拘束する等の迷惑行為があったとき。
- (10)痴漢、のぞき、露出、唾を吐く等、法令や公序良俗に反する一切の行為があったとき。
- (11)刃物、火器、薬品など危険物を施設内へ持ち込む行為があったとき。
- (12)物品販売や営業行為、金銭の授受・貸借、勧誘行為、政治活動、署名活動等の行為を行い、スタッフの中止勧告に従わないとき。
- (13)諸費用の支払い期限を守らなかったとき。
- (14)法令および公序良俗に反する一切の行為を行ったとき。
- (15)会員と連絡が取れなくなった場合、もしくはトレーニングを3回以上無断でお休みされたとき。
- (16)その他、会社が会員としてふさわしくないと認めたとき。

#### 第17条(ビジター)

- (1)第5条の2に該当する参加者のこと。非会員ですがこの規約を準用します。
- (2)会社が別途定める受講料をお支払いいただきます。

#### 第18条(その他会員以外の施設利用)

会社は、特に必要と認めた場合は、会員、ビジター以外の方の諸施設の利用を認めることができます。

#### 第19条(施設内諸規則の遵守)

会員(ビジターを含みます)は、諸施設の利用にあたり、本会則および施設内諸規則を遵守し、スタッフの指示に従っていただきます。

#### 第20条(禁止事項)

会員(ビジターを含みます。以下本条において同様です。)は、諸施設において次の行為をしてはけません。

- (1)他の会員や、本スクール運営に関わるスタッフ(以下「スタッフ」といいます)を誹謗、中傷する行為。
- (2)他の会員やスタッフを殴打したり、身体を押ししたり、拘束する等の一切の暴力行為。
- (3)大声、奇声を発する行為、他の会員やスタッフに対する威嚇行為や迷惑行為。

- (4)物を投げる、壊す、叩くなど、他の会員やスタッフが恐怖を感じる危険な行為。
- (5)本スクールや施設の器具・備品の損壊や備品を持ちだす行為。
- (6)他の会員やスタッフを待ち伏せしたり、後を就けたり、みだりに話しかける等の行為。
- (7)正当な理由なく、面談、電話、その他の方法でスタッフを拘束する等の迷惑行為。
- (8)痴漢、のぞき、露出、唾を吐く等、法令や公序良俗に反する一切の行為。
- (9)刃物、火器、薬品など危険物を施設内へ持ち込む行為。
- (10)物品販売や営業行為、金銭の授受・貸借、勧誘行為、政治活動、署名活動等の行為。
- (11)高額な金銭、貴金属その他の貴重品を施設内へ持ち込む行為。
- (12)小学生以下のお子様の同伴。(但し、プライベートレッスン等、本スクールが認める場合は同伴できます。)
- (13)本スクールに許可なく講座の撮影、録音をする行為。
- (14)その他法令及び公序良俗に反する一切の行為。

#### **第21条(当日の利用禁止事項)**

- 1.暴力団関係者であるとき。
- 2.刺青、タトゥーがある方(本スクールが認めた場合は除く)
- 3.その他、他人に伝染又は感染するおそれのある疾病に罹患している方。
- 4.飲酒等により、正常な受講ができないと会社が判断した方。
- 5.医師から運動を禁じられている方。
- 6.その他、本スクールが正常な受講ができないと判断した方。

#### **第22条(免責)**

- 1.会員(ビジターを含みます。以下本条において同様です。)が被った諸施設利用中の損害や怪我その他の事故(以下「事故等」といいます)について、本スクールに故意または過失がない限り、会社は、当該損害に対する一切の責任を負いません。また、会社は、会員が諸施設外で被った事故等について、一切の責任を負いません。会員が金銭、貴金属その他貴重品の紛失、盗難の被害にあった場合に、会社は一切の責任を負いません。
- 2.会員同士の間が生じた係争やトラブルについて、会社は一切関与いたしません。

#### **第23条(会員の損害賠償責任)**

会員(ビジターも含みます)が諸施設利用中、施設運営者、会社または第三者に損害を与えたときは、その賠償の責めに任ずるものとします。

#### **第24条(営業時間)**

本スクールが別に定めるものとします。

#### **第25条(定休日)**

- 1.本スクールは原則として別途本スクールが指定した日を定休とします。
- 2.本スクールは、定休日の他、建物や施設の改装または修理その他工事の場合や、気象、災害等により講座の実施が困難と会社が判断した場合は、臨時休講とします。

#### **第26条(本会則等の改定)**

会社は、本会則および施設内諸規則の改定を行うことができます。なお、改定を実施するときは、会社は予め改定の1か月前までに告知することにより、改定した本会則および施設内諸規則の効力は全会員(ビジターも含みます)に及ぶものとします。

#### **第27条(告知方法)**

本会則における会員への告知方法はホームページおよび書面にて行うものとします。

#### **第28条(諸費用の変更ならびに運営システム変更)**

本スクールは、本会則に基づいて会員が負担すべき諸費用ならびに施設運用システムについて必要に応じて変更することがあります。

#### **第29条(講座の閉講)**

本スクールは、経営上必要のあるときやその他の事由がある場合に、講座を閉講することができます。危急の場合を除き、会員に閉講のご案内をするものとします。

#### **第30条(閉鎖時の会員資格)**

本スクール閉鎖の場合は、全ての会員は退会とします。退会に際して入会金の返還は行いません。また、受講料に未経過部がある場合には、原則としてその未経過分の返還も行いません。さらに特別な補償も行わないものとします。

#### **第31条(通知方法)**

本会則およびスクールの講座の個別注意事項に関する通知または予告は所定の場所に掲載・掲出する方法または会員に書面でお渡しする方法により行うものとします。

#### **第32条(会員の個人情報)**

会員の個人情報は、会社の個人情報管理規定により保護し、取り扱うものとする。その取得利用目的は本スクールの運営に必要な案内や連絡などの範囲で利用いたします。

#### **第33条(会員の肖像権について)**

本スクールは、パンフレット・チラシ・ホームページ等に会員の受講風景や活動風景を写真掲載することがあります。そのときは、プライバシーの面から、会員の肖像権等を侵害しないように十分配慮することとします。

#### **第34条(会則の発効)**

本会則は平成30年5月1日より発効します。

#### **第35条(管轄の合意)**

本会則および施設内諸規則に起因または関連する紛争が生じたときは、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。